

いじめ防止基本方針

いじめに関する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり決して許されない行為である。

全教職員が「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」「いじめはどの子にも起こり得る」との認識に立ち、いかなる理由があってもいじめを受けた児童の側に寄り添い、組織で対応する。

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法＞

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得るものである
- いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない
- いじめられている児童の立場で考える
- 学校内に児童の悩みを受け入れる相談体制を整備する
- 年間を通じて「豊かな人間関係をはぐくむための教育活動」を教育課程に位置付ける
- 日頃から、児童と教師の信頼関係を築く
- 家庭教育の在り方がいじめ問題に大きくかわるため、保護者との連携を深める

Ⅱ 未然防止

1 児童や学級の様子を知るために

(1) 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。「学校いじめ対策推進教員」を中心とし、年3回の校内研修を実施していく中で、同じ目線で物事を考え、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

(2) いじめのサインを見逃さない

こんな様子が見られるようになったら

- ☐ 遅刻・欠席が増える
- ☐ 教室に入りたがらない
- ☐ 急に学習への意欲を失う
- ☐ 当番活動や休み時間に一人でのいる場面が多い
- ☐ 休み時間は、職員室や保健室、ホットルームの近くにいる
- ☐ 紛失物が多くなる
- ☐ 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える
- ☐ 給食を食べ残すことが多くなる
- ☐ からかわれることが多くなる
- ☐ 遊びの仲間に入れない
- ☐ 表情が暗くなる
- ☐ 仕事を押し付けられる
- ☐ ケガやキズが多くなる

迅速な対応を心がける

- ☐ 当該児童の様子を注意深く見守る
- ☐ 自然な声かけを行い、教師との人間関係を築く
- ☐ 親身になって本人から話を聞き出す
- ☐ 他の教職員からの情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう
- ☐ 様子がおかしい場合は、初期の段階から管理職に報告する
- ☐ 速やかに家庭と連絡をとる
- ☐ スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と連携を図る
- ☐ 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を気付くための指導を取り入れる

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

(1) 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない行動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は児童の手本であり、慕われ、信頼されるよう努める。

(2) 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開するためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や専科経営、授業や生活指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者とのかかわる機会を工夫し、

それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を大きく成長させる。また、教職員の児童への温かい言葉かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

(4) 児童の主体的な活動の推進

- ① 区のいじめ一斉プロジェクトに合わせ、代表委員会を中心にいじめをなくすための標語やシンボルマーク等を全校から募集し、児童一人一人がいじめに対する意識を高められるようにする。また、豊玉第二中学校の生徒会、豊玉東小学校の児童会との三校合同生徒・児童会を実施し、各学校の取組を本校の取組に生かす。
- ② メールやインターネット上でのいじめを防止するため、代表委員会を中心に全校児童に「豊二小SNSルール」を意識させる。各委員会による啓発活動を行い、SNSの正しい使い方についての意識を高められるようにする。

児童の自尊感情を高める言葉

- 「それはいいところに気が付いたね」
- 「あの時立派だったよ。すごいね。」
- 「ああすることはとても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢は素晴らしいね。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごいね。先生もうれしいよ。」
- 「〇〇さんは、友達のことが思いやれてすてきだね。」

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為である、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が有効である。児童は心が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「気高さ」「心遣い」「優しさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげることができる。道徳的価値の自覚及び道徳的实践力を育成するため、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、その充実を図る。

(3) 相手の立場を理解するための活動の充実

相手の立場を理解し合う態度を身に付けさせるため、感染予防をした上で工夫して異年齢集団での活動、特別支援学級との交流及び共同学習を組織的、継続的に実践しその充実を図る。

Ⅲ 早期発見

1 教職員のいじめに気付く力を高める

(1) 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、教職員が人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢をもつ。

(2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気付き、児童の些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められる。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 具体的ないじめの様態

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

- ①無視、メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる<時間と場所>
- ②遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われる<カモフラージュ>

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童は、①親に心配をかけたくない ②いじめられる自分はダメな人間だ ③訴えても大人は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い という心理が働くものである。

●メールやインターネット上のいじめはもっとも見えにくい

メールやネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「着信メールがあっても出ようとしない」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合はすぐに学校へ連絡するよう家庭との連携を図る。

4 早期発見のための手だて

日々の観察

～ 児童がいるところには 教職員がいる ～

- 授業中はもちろん、朝、休み時間、放課後の児童の様子に目を配る。「児童がいるところには教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見に努める。
- スクールカウンセラー、心のふれあい相談員が定期的に学級の様子を巡回し、休み時間や放課後等にスクールカウンセラー、心のふれあい相談員と担任・指導教員および養護教諭が情報交換を行う。

観察の視点

～ 集団を見る視点 ～

小学校中学年以降からグループを形成し始め、個人の発達の差も大きくなることから、その時期以降いじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、グループ内の人間関係がどのようなものであるかを把握する。また、気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復を図る。

定期的な実態把握

～ 組織全体の協力体制 ～

- 毎月の生活アンケートで気になる案件を対象に担任と一対一で面談を行い、学校生活や友達関係について話を聞く。また、ふれあい月間の「いじめ アンケート」には担任等と相談がしたいかの設問を追加し希望した児童と面談を行う。
- 毎週金曜日に生活指導連絡会を実施し、気になる児童に関して情報交換を行い、教職員の対応等、共通理解を図る。
- 月一回校内委員会を開き、児童の情報交換および問題への対応を検討する。
- 第五学年におけるスクールカウンセラーによる全員面接を行う。第三学年における心のふれあい相談員による全員面接を行う。面接の中で気になる内容については、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員から教職員へ情報の伝達や助言、共有を行う。

アンケートの実施

～ アンケートの実施時の配慮 ～

- 毎月末に学校で作成した児童への学校生活に関するアンケートを、また、6月、11月、2月は「ふれあい月間」に合わせた児童へのいじめに関するアンケートを実施し、実態調査を行う。いじめられている児童は、その場で記入することが難しいことも考えられるので、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。
- 保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止に対する取組や児童の生活の様子について評価をしてもらい、取組や生活指導における改善を図る。

5 相談しやすい環境づくり

児童が教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを相談したために、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたり、仕返しされたりする可能性があることを教職員が十分に認識し複数で対応する。

(1) 本人からの訴え

● 心身の安全を保障する

「あなたが悪いのではない」「あなたのことは全力で守る」ことをはっきり伝え、いじめにあった児童を守る手だてを考え、全教職員が方針のもとに組織的に対応する。いじめにあった児童にとって信頼できる人と連携し、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる教育環境を確保する。

● 事実関係を把握し、気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう配慮する。

(2) 周りの児童からの訴えには

● いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

● 「よく教えてくれたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

● 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

● 問題が起こった時の連絡だけでなく、問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築けるよう、日頃から児童のよいところや学校の様子について連絡する。

● 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解した上で、状況等を説明する。

IV 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報

いじめ問題対応委員会の招集
いじめられた児童を徹底して守る
見守る体制の整備（朝、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り、記録する。
- 関係教職員と情報を教諭し、正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

保護者との連携

児童への指導・支援

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導・支援を行う。
- カウンセラーを活用し、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実、学級経営の充実に努める。

2 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等に慎重に配慮する。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経緯や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。また、保護者対応は、複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に対応する。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？
- ◆ いつ、どこで起こったか？
- ◆ どのような内容のいじめか？どんな被害を受けたか？
- ◆ いじめのきっかけは何か？
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか

要注意

児童の個人情報については
取扱いに
十分注意
する

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めることができるようにする。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 学校での様子は詳細に家庭に連絡する旨を伝える。
- 家庭での児童の変化に注意しもらい、どのような些細なことでも連絡をもらうようにする。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ 家庭での問題が原因です。
- ・ どこかに相談にいかれてはいかがですか。

(2) いじめた児童に対して

児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた児童の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- いじめた事実を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・ いじめられる理由があるのではないか。
- ・ 学校がきちんと指導していないからだ。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

(3) まわりの児童に対して

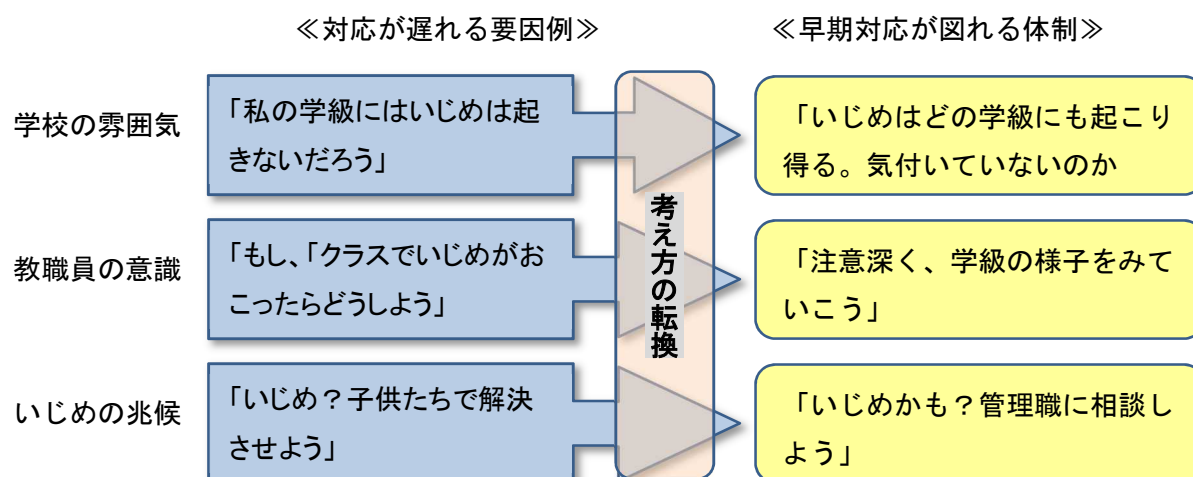
- 当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する立場になれるよう指導する。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- はやし立てたり、同調したり、見て見ぬふりをする行為も、いじめであることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

- 児童に積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
- いじめられた児童のよさを見付けて褒めたり、認めたり、肯定的にかかわり自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方のカウンセリングを行い、心のケアに努める。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめ防止の取り組みを強化する。

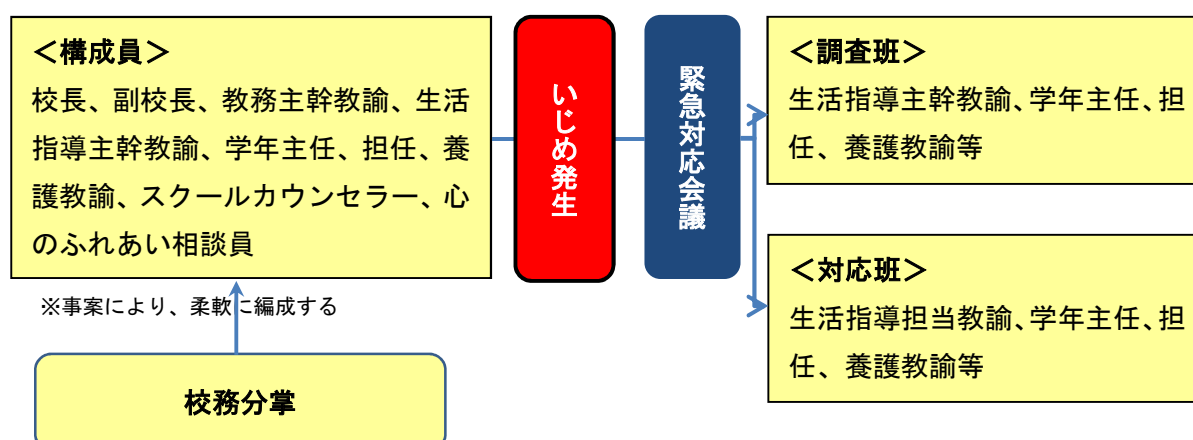
● 4 迅速に対応するために



第2部 組織対応マニュアル

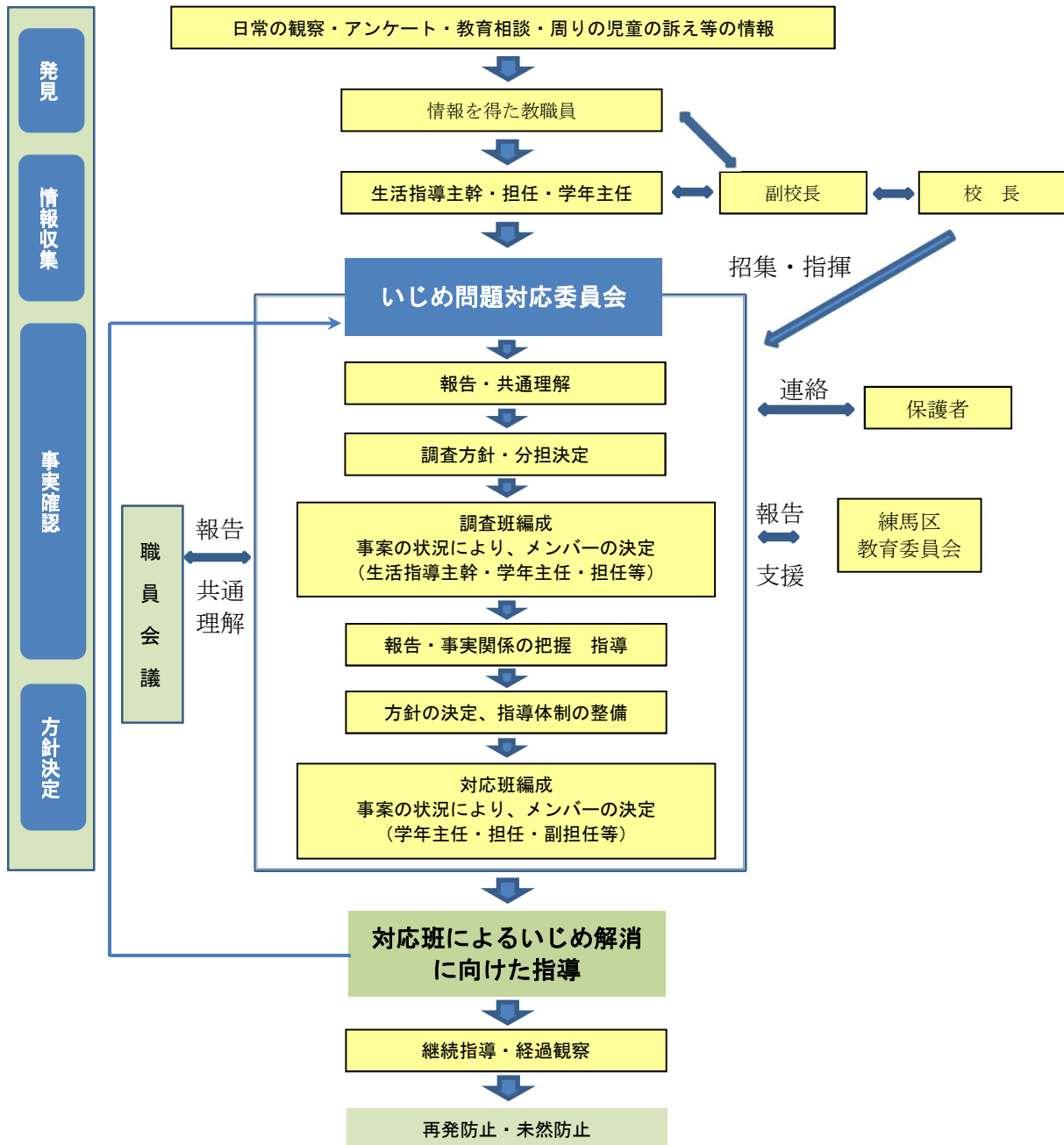
I いじめ問題に取り組む対応の整備

● 1 いじめ問題対応委員会の設置



Ⅱ いじめが起こった場合の組織対応の流れ

- いじめの事案に応じて柔軟かつ適切に対応する
- いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。



生命または身体の安全が脅かされるなどの重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。
- 事案によっては、当事者の同意を得た上で、説明文の配布や緊急保護者会を開催する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- 事案によっては、弁護士や学識経験者、進路の専門家などの参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保する。